

ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、日本国政府に対し外交努力と人道支援を
求める会長声明

2022年（令和4年）3月3日

第二東京弁護士会会長 神田 安積

21（声）第12号

2022年2月24日、ロシア軍はウクライナに対して軍事侵攻を開始し、現在もウクライナの多くの地域で戦闘が続いていることは、世界の人々の心に大きな影を落としています。

日本国憲法にも明記されているとおり、ウクライナ国民を含む全世界のあらゆる人々には、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利があります。しかし、この間、ウクライナでは女性や子どもたちを含む多数の民間人の死傷者が出ており、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、同国から近隣諸国に逃れた難民の数はすでに100万人を超えました。

当会はかつて、アメリカなどによるイラク侵攻に際し、アメリカが行おうとしている武力行使は国連憲章に違反し、アメリカの違法な武力行使を支持することは、日本国憲法の平和主義、国際協調主義に違反することを指摘しました（2003年3月19日会長声明）。また、昨年の憲法記念日には、国際的に世界各地で人権や自由が危うくなりつつある出来事が続き、世界に向けて平和主義の重要性を訴えている日本国憲法の意義や理念がますます重要になっていることを指摘しました（2021年5月3日会長声明）。

今回の侵攻において、ロシアは国連の常任理事国として、国際紛争の平和的解決を実現するために尽力すべき立場にありながら、核の威嚇のもとに武力行使を継続しており、国連憲章や国際法に違反するものとして到底許されず、当会も強く抗議するものです。そして、国連憲章の「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。」（第2条3項）との規定は、ロシアはもとより、他のあらゆる国にも妥当するものであり、いかなる場面においても軍事力による解決ではなく、平和的な解決の希求が貫徹されなければなりません。

ホロコーストを経験した東欧出身のノーベル平和賞作家エリ・ヴィーゼルの「人々の無関心は常に攻撃者の利益になることを忘れてはいけない」という言葉を残しています。私たちは、日々の報道やSNSを通じて得られる様々な情報を吟味しながら、今回の侵攻の背景や推移、解決に向けた各国の動向に今後も関心を持ち、同時に、その他の国の紛争や人権侵害の状況についても注視していくことが求められます。

当会は、日本国政府に対し、「いずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、

自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務である」とする日本国憲法の前文や「誰一人取り残さない」という国連SDGsの理念を踏まえながら、戦争の停止・終結に向けた積極的な外交努力とウクライナ国民に対する人道支援を行うよう求めるものです。